

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 慶弔規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程第 10 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、本会の役職員及びその家族に係る慶弔、災厄等に対し贈与する祝金、見舞金又は、弔慰金に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第 2 条 前条に定める役職員とは、本会の理事、監事、評議員、各種委員会委員、支部役員、福祉委員及び事務局職員をいい、これらのもの及びその家族が次の各号の一つに該当したときは、それぞれの祝金、見舞金又は、弔慰金を贈与する。

- (1) 本人が結婚したとき。
- (2) 本人又は、その配偶者が出産したとき。
- (3) 本人が傷病により一ヶ月以上の長期療養を要するとき。
- (4) 自宅が、水・火災その他の災害により家屋又は家財を滅失したとき。
- (5) 本人又はその配偶者並びに直系二親等以内の者が死亡したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか会長が特に必要と認めたとき。

(贈与金)

第 3 条 贈与金は、その都度会長が定めるものとする。

(弔 辞)

第 4 条 第 2 条に定めるもののほか、特に功労のあった者に対しては、会長が弔辞を贈るものとする。

(委 任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。(改訂第 44 号)